参考資料１

鹿児島市文化芸術推進会議設置要綱

（設置）

第１条　鹿児島市文化芸術推進基本計画（以下「計画」という。）に掲げる施策を推進し、本市の文化芸術の振興を図るため、鹿児島市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画の推進に関すること。

(2) 文化芸術施策の取組状況に関すること。

(3) その他計画に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員１５人以内をもって組織する。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体等を代表する者

(3) 文化芸術活動を行う者

(4) 公募委員

(5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の５月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長等の職務）

第５条　会長は、推進会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

３　会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又

は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

４　オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（文化芸術推進会議連絡会）

第７条　推進会議の所掌事項に関する連絡調整のため、推進会議に鹿児島市文化芸術推進会議連絡会（以下「連絡会」という）を置く。

２　連絡会は、推進会議の所掌事項に関する連絡調整を行う。

３　連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

４　会長は、市民局市民文化部長をもって充てる。

５　副会長は、市民局市民文化部文化振興課長をもって充てる。

６　連絡会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

７　会長等の職務及び連絡会の会議については、前２条の規定を準用する。

（報償金）

第８条　委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が別に定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第９条　推進会議及び連絡会の庶務は、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年８月１８日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局市民文化部文化振興課において処理する。

付　則

この要綱は、令和６年６月１４日から施行し、改正後の鹿児島市文化芸術推進会議設置要綱第４条の規定は令和６年８月２５日以降に委嘱する委員から適用する。

別表（第７条関係）

鹿児島市文化芸術推進会議連絡会委員

総務局市長室国際交流課長

健康福祉局福祉部障害福祉課長

産業局産業振興部産業創出課長

観光交流局観光交流部観光振興課長

教育委員会事務局管理部文化財課長

教育委員会事務局管理部美術館副館長

教育委員会事務局管理部図書館副館長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部生涯学習課長